

平成 29 年第 2 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 平成 29 年 2 月 1 日（水曜日） 14 時 00 分～ 16 時 22 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 第 2 委員会室

出席委員： 1 番 高橋 武夫 3 番 桑原 慶吾 4 番 高野 公博 5 番 守田 権造
6 番 木許 功二彦 7 番 池田 幸利 8 番 後藤 彰 9 番 矢野 誠一
10 番 白田 一男 11 番 岡田 安代 12 番 津田 幸喜 14 番 清水 秀人
15 番 松下 芳久 16 番 杉谷 長男 17 番 矢野 輝人 18 番 田嶋 義生
19 番 三原 眞喜夫 20 番 山本 重夫 22 番 疋田 洋 23 番 谷川 享宏
24 番 山口 勝廣 25 番 藤原 安政 26 番 矢野 弥平 27 番 岩崎 邑次
29 番 畠野 巖 30 番 河野 一正 31 番 河野 俊雄 32 番 高司 富博
33 番 吉良 勝彦 34 番 三又 勝弘 35 番 大友 安正 36 番 五十川 覺
37 番 大川 松壽

欠席委員： 2 番 山田 定男 13 番 黒岩 真由美 21 番 河野 弘光 28 番 小野 隆壽

事務局：事務局長 天野 仁 局長補佐兼総括主幹 金田 誠 主幹 佐脇うつつみ

副主幹 染矢 公博

農 林 課： 総括主幹 下川 秀文 事務員 児玉 真輝

議事日程

- 第 1 欠席委員の報告
- 第 2 議事録署名委員の指名
- 第 3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第 4 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 6 号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について

- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）
②利用権設定の推進について（お願い）（農林課）
③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）
④非農地証明願について
⑤佐伯市農地利用最適化推進委員募集要項（案）について
⑥佐伯市農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱（案）について

報告及び連絡事項

- (1) 佐伯市農業委員会委員募集要項について
- (2) 佐伯市農業委員会委員選考委員会設置要綱について
- (3) 農地利用最適化推進委員に関するパンフレット等について
- (4) 平成 29 年度佐伯市農業委員会開催予定日について
- (5) その他

事務局長：みなさんこんにちは。定刻の2時になりましたが、岡田委員がまだ1人来ておりません。ですがもう始めたいと思いますのでよろしくお願ひします。ただいまから平成29年の第2回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席委員は2番山田委員、13番黒岩委員、21番河野弘光委員、28番小野委員、まだ岡田委員が来ておりませんので、現出席者は32名です。よって農業委員会規則第6条により会議が成立したことを報告いたします。また、先月の大分県知事許可案件につきましては、1月20日付けで許可となっていますので報告いたします。それでは会長挨拶をお願いします。

会 長：（あいさつ）

事務局長：それでは農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行をお願いします。

議 長：それでは早速議案の審議をお願いしたいと思います。それでは、会議に先立ちまして議事録の署名の方をお願いしたいと思います。本日の議事録の署名人を32番の高司富博委員、33番の吉良勝彦委員の方に署名の方をお願いしたいと思います。それでは、議事に入る前に事務局の方から提案の方をお願いいたします。

事務局長：それでは議案書の2ページをお開きください。農地法第3条、件数8件、面積、田8,604㎡、面積、畑3,671㎡、面積、計12,275㎡、次に農地法第4条、件数4件、面積、田367㎡、畑1,790㎡、面積、計2,157㎡です。次に農地法第5条、件数7件、面積、田1,670㎡、畑1,985㎡、面積、計3,655㎡です。合計、件数19件、面積、田10,641㎡、畑7,446㎡、面積計18,087㎡。以上提案いたします。

議 長：それでは早速議案の方に入っていきたいと思ひます。議案の第3号、農地法第3条の規定による許可申請書について、1番を8番の後藤彰委員の方からお願いしたいと思います。2、3については関連がありますので一括しますが、1番については単独で説明と採決をいたしたいと思ひます。後藤委員をお願いします。

8番委員：皆さんこんにちは。8番委員が3条の1番を立証いたします。申請の目的、土地の表示、申請人、耕地面積は議案書のとおりです。調査年月日は1月27日に行いました。申請農地の位置は、字榎ノ本〇〇〇〇番については、谷川地区の谷川林業研修所から南に約200mの所にあり、現況は畑です。更にもう1筆の字竹添〇〇〇〇番は同研修所から北に約500mの所にあり、現況は畑です。主として、譲受人が農業に従事しており専業農家であります。通作距離は1km以内で耕作は可能で、農業経営に必要な農機具は所有しており、耕作すべき農地はすべて耕作しております。本件は双方合意の売買です。小作権及びその他の権利設定は本件にはありません。以上、許可基準に照らしまして許可相当と思ひます。よろしく御審議をお願いします。

議 長：8番の後藤委員の方からの立証が終わりました。それではここで1番につきまして質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで採決をいたしたいと思ひます。農地法第3条の規定による許可番号の1番につきまして賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よ

って本案につきましては、原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは先程言いましたように、2番と3番は関連がございますので一括して立証をお願いしたいと思います。

8番委員：それでは8番委員が3条の2番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕地面積は議案書のとおりです。調査年月日は29年1月27日に行いました。申請農地の位置は、山口地区の山口橋から西に約100mの所にあり、現況は畑です。主として譲受人が農業に従事しており専業農家であります。自宅裏にあり、通作距離は20m以内で耕作は可能で、農業経営に必要な農機具は所有しており、耕作すべき農地はすべて耕作しております。本件は双方合意の交換です。3番と関連があります。そういう意味です。小作権及びその他の権利設定は本件にはありません。以上、許可基準に照らしまして許可相当と思います。よろしく御審議をお願いします。続きまして、8番委員が3条の3番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕地面積は議案書のとおりです。調査年月日は29年1月27日に行いました。申請農地の位置は、山口地区の山口橋から西に約100mの所にあり、現況は畑です。主として譲受人が農業に従事しており専業農家であります。自宅下手にあり、通作距離は30m以内で耕作は可能です。農業経営に必要な農機具は所有しており、耕作すべき農地はすべて耕作しております。本件は双方合意の交換です。小作権及びその他の権利設定は本件にはありません。以上、許可基準に照らしまして許可相当と思います。よろしく御審議をお願いします。

議長：2番と3番につきまして8番の後藤委員の方から立証が終わりました。先程言いましたように2番と3番は先程立証にありましたように交換ということでございますので、質疑、それから採決の方も一括して行いたいと思いますので、質疑、意見がございましたら出していただきたいと思います。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより2番3番について、採決をいたしたいと思います。本件について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続きまして、農地法第3条の4番につきまして、立証をお願いしたいと思いますけれども、本案についてはこの事件の担当委員が、委員会規則の第10条によって議事参与制限がございますので、隣接地の担当であります五十川委員の方から立証をお願いしたいと思います。ここで、藤原委員の方に退席をお願いしたいと思います。（藤原委員退席）退席しましたのでよろしく申し上げます。

36番委員：皆さんこんにちは。36番が3条の4番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりであります。調査は29年1月28日に行いました。申請農地は、国道10号線番匠橋交差点を西に宮崎方面に向かって600m進み、右の真弓鶴中央耕作農道を直進400m進み、更に右に90m進んだ所に〇〇〇〇番と、同様に真弓中央線農道を400m進み、左に130m進んだ所に〇〇〇〇番〇があります。農振地域内の農地で第1種農地で台帳も田、現況も田。主として譲受人と妻が農業に従事しております。通作距離は1.5km程度で800m範囲に46a耕作しております。農業経営に必要な農機具はトラクター、田植機、防除機、コンバイン等をすべて持っております。本件は双方合意による売買で、この農地につきましては、中間管理機構を通して賃借権がされておりますのでそのまま耕作者に借りていただきます。その他の権利設定はありません。以上、許可基準に照らして許可相当と思われます。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

議 長：3条の4番につきまして、36番の五十川委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出していただきたいと思います。ございませんか。（ありません、の声あり）よろしいですか。それでは採決をいたしたいと思います。本案について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは3条の5番について、25番の藤原委員からの立証をお願いいたします。

25番委員：25番が3条の5番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。調査は29年1月28日に行いました。申請農地の位置は、地図を御参照ください。深田集落内の切畑小学校の西の方角、住宅地の外れにある神社の南西に位置します。農振地域外の2種農地です。主として譲受人1人が従事しており、近くに住む子どもが時々手伝っております。農地取得後は果樹、主にカボスと栗というふう聞いております。これを耕作する予定です。通作距離は500m以内で耕作は可能です。耕作に必要な農機具は耕運機、軽トラック、草刈機を所有しています。本件は双方合意の売買です。なお、耕作面積は、既耕作面積1,370㎡、今回取得耕作面積2,734㎡で、弥生地区の40aを上回ります。今回取得地〇〇〇〇番の隣地に〇〇〇〇番〇があります。今後近くに住む子どもと一緒に管理し、先程言った果樹を栽培する予定です。小作権及びその他の権利設定は本件にはありません。それから、その他の参考となる事項ですが、〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番の登記簿山林は、国土調査前は田となっていました。実際には1筆は山の中という感じもあります。1筆は深田の奥にため池があります。その付近で周囲は開けておりますので、果樹等は育つと思われれます。そういうことで、国土調査前は田となっていましたので、隣地にも水利施設のない登記簿田の不耕作地が何枚か存在しております。以上、許可基準に照らして許可相当と思います。よろしく審議をお願いします。

議 長：3条の5番につきまして立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。はい。

3番委員：3番の桑原でございます。ちょっと質問させていただきたいんですが、地目が山林であれば農業委員会の許可は必要ないんですが、これ見ますと耕地面積が40aを超えるために無理やり付けたような感じがしますし、山林であれば農家台帳の調査ですか、登載がないといけないんじゃないかと思うんですけど、事務局の方と藤原さんの方をお願いします。

25番委員：私もそこを確かこれは面積が足りないんで、入れたんじゃないのかなという感じで一応行って聞いてみました。完全な山林にはなっておりませんで、耕作できるような状態で、そこら付近事務局の方に問い合わせたところ、事務局の返答は、いいですかお願いして。

事務局：一応現況主義ということで掛けるようになっておりますので、譲受人の方もこちら実際に栗等で耕作をするということで、今回申請であげる分には問題ないんじゃないかなと思いました。おっしゃるとおり、面積の問題もあったんですけども耕作はちゃんとしていくということで、前もたぶん雑種地登記で3条で贈与の関係であがった案件はあったとは思いますが。現況主義で農地ということで、今回申請の中には上げていただいた形にはなっております。登載の方は、今から作る分なので、今から登載する形にはなります。

25 番委員：それで一部には栗が植わつとるような形跡があります。

3 番委員：現況主義は現況主義でいいんですけども、今後作っていくということでの、それで認めるというのはちょっとおかしい。現実に作ってれば山林であろうと農地という解釈でよろしいかと思うんですけども、まだこれからいろいろ栗とか植えていとか言う言葉だけではちょっと信用できないかなという感じがするんですけどもいかがでしょうか。

25 番委員：ちょっとこれは省いたんですが、近所に子どもさんが農協に出よった人が退職前の人がおるんです。その一番広い近くに、今度取得する台帳面積山林の狭いのが2つあるんですけども、一番広いのが今度取得する所と自分ところが持つとる所が併設というんですか、隣地にあるんです。それを今管理しておるんで、これも一緒に管理ができるような所です。そういうことで、やめたら作業は十分できて、一緒にこの4筆、自分の所を入れたら5筆を管理できるということで、そこは念を押しております。

議 長：よろしいですか。

3 番委員：それいいんですけど、私の方の前の件数も山林みたいな所で農地台帳に登載したいということで、事務局の方も調査に来ていただいたんですけども、そういう調査はもう終わっているわけですよ。

事務局：一応現地確認は行っております。さっき藤原委員もおっしゃられたように、一部栗も植わっておりますので、現況畑でも問題はないかなと思いましたので、実際に先に登記的には、登記はおそらく可能な土地ではあるんですけども、一応申請人の申し立てというか、そういうことで今回3条の方でとりあえず上げて農地にも登載するということでの話がありましたので、それで、事務局としては受けさせていただいた次第でありますけども。

3 番委員：わかりましたけども。ちょうどこの5番の案件については40aを微かに超えるということで、何か作為的なものがちょっと感じられるので、もっと面積が多くてこれを入れるというのはあんまり問題もないような気がしますけども、ちょっと私としてはあんまり納得できないような感じがいたします。

25 番委員：ちょっと付け加えさせていただきます。先程子どもさんが近くにおると言った家ですが田も持ってないんです。実際作つとる部分だけです。それで、退職してもすることがないんで十分管理ができるということでもありますので、私もここで立証するに至りました。

3 番委員：それは、〇〇さんのお子さんですか。

25 番委員：そうです。

3 番委員：それだったら相続だと、面積に関係なく相続できるんじゃないんですか。

25 番委員：持つとる人は違うんです。取得する人が〇〇さんで、その子どもさんが近くにおるということ

で、取得する人の子どもさんが近くにおいて、今後十分畑仕事を手伝えるということ。

3 番委員：直接相続できない人ですね。

25 番委員：そうなんです。

3 番委員：はい。

25 番委員：言っていないかどうか分からないですが、譲り渡す人は、家が絶えたんです。そういう意味で出す方は私の管理人になっておるんですけども、無理やりを買っていただきたいという面もあるんですけども、それなら自分ところが近いので管理して周囲に迷惑をかけないほうがいいだろうということで確認を得ておりますので。

議 長：はい、どうぞ。

27 番委員：27 番の岩崎ですが、今、桑原委員と藤原委員のあれで、8 割ぐらい分かってあれしたんですが、農業委員の許可権限、これが山林にまで及ぶんですか、地目が山林で表示されれば、こんなを提案する必要はないと思うし、この人にぜひこの土地を買わせたいと言うんなら、1 か月なり 2 か月前にこの周囲の人なり、藤原さんの持たれとる土地を小作権を設定して、そして買う予定の分の約 2,000 m²ですか、これを入れて 40 a を超すような手法をさせた方がいいんじゃないんですか。農業委員会として山林を今後も現状が山林の状態を農業委員に提案して農業委員がそれを許可する権限も私はないと思いますが。今まで、いい田んぼでも一種農地でも、何回も言うけど直川は一種農地ですよ、圃場整備して国、県、村のお金を入れたのを山林にする、その上には保安林、保安林ならいつでも解除できるし、そんなんで農業委員会が通してきた経過もあるんですが、この案件が地目が山林となれば、農業委員会に付議するのはちょっと私は合点がいかなと思います。事務局説明してくれ。

事 務 局：一部ですね藤原委員の説明にもありましたけども、栗が植わってたということで、現況主義で、現況畑ということで、今回は申請を受け付けました。地目は、山林となっておりますけども。現況が山林ではなくて、現況が畑ということです。

27 番委員：私が提案したような手法では、この土地は買わせられんのですか。その近くの人からとか親せきから土地を 10 a なら 10 a 小作契約を結んで、〇〇さんが借りて。

事 務 局：もちろんその方法はもちろんできます。

27 番委員：その方法が一番いいと思う。農業委員会が山林なぞ協議するというのは、線路を脱線してから線路が 4 本も 5 本もいるような話になってくる。

25 番委員：ただ、そういう話もしたんですけども耕作面積をそこまで広げるにはまた農機具とか買換えないかんのでという話もありましたので。それとこの耕地は亡くなった人との親戚すじになるんで。

27 番委員：それは十分わかるのよ。佐伯市農業委員会として、山林の地目になっておるのを許可できるんか、現況は耕作しとる、カボスや栗を植えるたて、今先程言うたけど、立派な田、畑がどんどん、どんどん除外されて非農地という時代に進んでいきよのに、これだけ逆方向に行くような話で、この人に桑原さんも言うたように買わせるためにこの山林をくっつけて 40 a を超させるといふ、40 a を超させるために私が言いよる小作契約を結ばせて、そしてこれを買わせればいいわ。それが農業委員会としても一番の手法じゃないんですか。正道というんかはたきこみじゃねえで押し出しじゃないんですか。

3 番委員：山林を農地にできないんですか。登記上。

事務局：できます。

3 番委員：今、岩崎さんがおっしゃるように、人に借りて耕作するということも、ひとつの手段だと思えますけども、一応事務局も農地として認められるような状況にあるということであれば、山林を登記上農地に変えて、それから申請をしたらいかがなんでしょうか。登記上できないんでしょうか。それとも農地台帳に登載すれば農地としての扱いということになるんだろうと思えますけども。

事務局：もちろんその方法もあります。

3 番委員：それならそういうことで、現況ということじゃなくて農地台帳に登載して、実際は畑何だということであればよろしいかと思えますが。

27 番委員：地目が山林じゃ農業委員会の権限はないじゃろ。

事務局：地目というか現況での取り扱いですので、それで一応受けた形です。だから地目が山林だからということではないんですけどね。

25 番委員：私もそういう理解ですね、取得した農地が 10 a 以上になればということですから、実際作るというので 40 a 以上になるんですから、この方法が一番早くていいんじゃないかなと。

27 番委員：話がだいぶ遡りますけど、私ど方は地籍調査の時に、畑で市に税金を取られとった、それが地籍調査が始まって、市の方が杉が植えとるから山林じゃと、そしたら自動車道が通ってきた、そしたら自動車道は現況で山林で買われて田んぼは 3 万円じゃ、約坪が。それで買われて、畑であった芋やら麦やら作られよった所に先代が杉やら皆が植えるけえ植えたんが立派な平地じゃ、それが千円じゃけな。坪に直して 3 千円。今度のナカスカで大きな屋根つきのを今作りよりますが、あの辺りは 3 万で買わなあ皆に売るなど言いよるんじゃないけど、買い急ぐ氏がおって、たった 1 万円、坪 3 千円で売ったんじゃが、山林じゃと言って、ということで山林と出た以上は、私が説明したように 1 か月なら 1 か月人から土地を借りて面積を 500 m² ぐらいにして、次の委員会に山林を除いた分を出してしたほうがいいんじゃないんですか。会長さん、農業委員会が山林の許可権限などありめえ。今から山林など出てくれば困るで。

事務局：先程から何度も言ってますが、地目ではなくて現況でということで取り扱いにはなっておりますので、そちらで御判断いただければと思います。それで委員さんたちの審議で。

27番委員：この案件は、県の方には上がっていかん3条ですから、市の委員会の権限事項で許可になると思いますので、皆がいいと言えればそれで生かしたらいいけど、これで桑原委員が言うように4反のあれをクリアさせるというのは、今山に行けば山になっとるんじゃないだろうけど。

25番委員：いえ、山にはなっておりません。

議長：それでは、いろいろ議論されておりますけどもここで採決いたしたいと思います。本案について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手多数）挙手多数であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは次に移りたいと思います。続いて3条の6番について、立証は30番の河野一正委員の方からお願いいたします。

30番委員：30番が3条の6と7番を立証します。同じものです。申請の目的、土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。調査は平成29年1月25日に行いました。譲渡人と譲受人は親子関係で、父母から子へ農地を譲り渡したいとのことです。生前贈与による所有権の移転です。譲受人は現在世帯の所有農地で米、野菜類を耕作しています。農業経営に必要な農機具は所有しています。今回の申請農地は取得後も引き続き米、野菜類を耕作するとのことです。耕作は主に譲受人と両親の3人で行っているとのことです。耕作面積は、6と7を合わせて54.00aで弥生地域の下限面積40a以上となります。小作権及びその他の権利設定は本件にはありません。申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われまます。以上、許可基準に照合した結果、許可相当と思われまますので皆様の審議をお願いします。

議長：7番についても受人が同一人でありますので、関連性があるので引き続き立証をお願いします。

30番委員：さっきと一緒です。

議長：同じですね。それでは、6番、7番は受人が同一人ということでございますので一括して質疑を受けたいと思います。質疑、意見がございましたら出していただきます。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより6番と7番について採決をいたしたいと思います。本案について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて3条の8番について32番の高司富博委員の方から立証をお願いいたします。

32番委員：32番が3条の8番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。調査は1月22日に行いました。申請農地の位置は、市園地区の公民館から西に300mの所に田2筆、現況は荒地です。南西に約400mの所に畑があり、取得後は栗を植栽するとのことです。譲受人夫婦は農業に従事しており、米、花、野菜類、栗などを栽培している専業農家であります。通作距離は、約100mから300mで耕作は可能で、農業経営に必要な農機具

は所有しており、耕作すべき農地は全て耕作しております。本件は双方の合意の売買です。小作権及びその他の権利設定は本件にはありません。以上、許可基準に照らしまして、許可相当と思います。よろしく御審議をお願いします。

議 長：3条の8番につきまして、32番の高司委員の方から立証が終わりました。ここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたのでこれより採決をいたしたいと思います。3条の8番について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。以上で3条の規定による許可申請書については終わりました。続いて第4号の農地法第4条の規定による許可申請書についてを議題といたしたいと思います。1番につきまして30番の河野一正委員の方から立証をお願いいたします。

30番委員：30番が4条の1番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は平成29年1月25日に行いました。地図を参照ください。現況は駐車場になっています。申請人が自家用車が6台になり、駐車場がなく平成8年3月1日より申請人が転用許可を受けずに畑を駐車場としていました。申請人が土地の登記簿謄本の確認をしたところ、この土地の登記地目が農地であることを知り、始末書を添付しての申請です。申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。雨水は周りの境界は石垣の壁、そして砂利を敷いているので地下浸透です。利用を始めて20年10か月経過してしますが近隣の農地等の所有者からの苦情は特段ありません。場所は、佐伯市弥生大坂本の国道10号線の国土交通省佐伯工事弥生計量所の北側になります。申請地は、北側、西側は山林、東側は申請人の自宅、南側は里道と申請人の畑で何ら被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆さんの審議をお願いします。

議 長：4条の1番につきまして立証が終わりました。それではここで本件につきまして質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより4条の1番について採決をいたしたいと思います。本案について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本件は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続きまして4条の2番につきまして35番の大友安正委員の方から立証をお願いいたします。

35番委員：35番が4条の2番を立証します。申請目的、土地の表示、転用目的、申請人は議案書のとおりです。調査は1月21日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は畑です。申請人が太陽光パネル129枚を設置する計画です。九州電力許可済案件です。問題はありません。申請地は周囲とほとんどの部分が同じ高さですが、一部落差のある個所は石垣で法面は補強されているので崩壊の恐れはないと思われます。また、隣接地との間には1m以上のスペースを設けて施工しますので土砂の流出の恐れはないと思われます。太陽光発電施設が一番高い所で1.8mの低屋根設計で施工する計画です。周囲の日照被害の恐れはないと思われます。設備が小さいことから雨水は自然浸透となります。北側は市道と宅地、東側は宅地、南側は畑と市道、西側が市道です。水利権はありません。以上、許可基準に照らしまして許可相当と思われます。よろしく御審議をお願いします。

議 長：4条の2番につきまして35番の友安正委員の方からの立証が終わりました。それでは本件について質疑、意見がありましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで採決をいたしたいと思います。4条の2番につきまして、賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続きまして4条の3番につきまして6番の木許功二彦委員の方から立証をお願いいたします。

6番委員：6番が4条の3番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は1月21日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は2筆とも平成15年3月から貸駐車場として使用しています。本人がその今写真の上の方に高速が通つとるんですけども高速道路の廃土を埋めるのに農業委員会の許可が必要ないんかと思って埋めたらいいんですけど、現在も貸駐車場として使用して、今回始末書を添付して申請しています。転用の目的は議案書に記載のとおりで、既に貸駐車場として使用しています。工事は既に完了しています。申請の目的は既に実施されており、転用面積、位置は適当であります。用排水については、県道の側溝を利用するので支障はありません。被害防除については、東側は県道、西側は高速道路、南側と北側は宅地で何ら被害は予想されません。水利権はありません。以上、許可基準に照らしまして許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いします。

議 長：4条の3番につきまして6番の木許委員の方からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより4条の3番について採決をいたしたいと思います。本案について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて4条の4番につきまして18番の田嶋義生委員の方から立証をお願いいたします。

18番委員：18番が4条の4番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は1月26日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は山林です。転用の目的は議案書のとおりで、申請人が財産管理のために土地の全部事項証明を確認した際、この土地の登記地目が農地であることを知り、始末書を添付しての今回の申請となりました。植林後20年以上経過していますが、近隣農地等の所有者からの苦情等はありませんので特段支障はないと思われまます。申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。被害防除については、北側及び東側は水路と道路を挟んで畑、南側は道路を挟んで山林、西側は道路を挟んで畑です。周辺はいずれも道路を挟んでおり隣接地とは十分な距離を離して植林していますので日照等の被害の恐れもないと思われまます。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いします。

議 長：4番につきまして立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、ここで採決をいたしたいと思います。農地法第4条の規定による許可申請の4番につきまして賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。以上で農地法第4条の規定による許可申請書の案

件につきましては全て終わりました。引き続き、議案5号、農地法第5条の規定による許可申請について付議いたしたいと思います。1番につきまして27番の岩崎邑次委員の方から立証をお願いいたします。

27番委員：27番が5条の1番を立証します。本件は昨年の12月総会に提案し、否決された案件です。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は1月24日に行いました。申請農地の位置は、お手元の地図を御参照ください。現況は美しく整備されて畑の状態となっております。転用の目的は、譲受人が生コン販売を行っていますが、現在地が住宅地の近くにあり、周辺住民から苦情もあるとのこと、それから設備が老朽化しているため、今回工場移転に伴い、この土地が必要なために所有者と協議し、成立いたしました。貸借関係にあった業者とは12月26日で解約が成立しております。その解約書は私が確認しております。で、今回の申請となったことです。工事計画は、許可あり次第着工し、8月末には完成させたいとのことです。申請目的の実現性は確実であります。排水については、地下浸透で支障はありません。被害防除については、周辺の土地は申請人の土地であり、北側に県道赤木吹原佐伯線、南側は一級河川大越川が流れており、何ら支障はありません。水利権等はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われまますので、皆様方の御審議をよろしく願いいたします。

議長：5条の1番につきまして27番の岩崎邑次委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がありましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより5条の1番について採決をいたしたいと思います。本件について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続きまして5条の2番について17番の矢野輝人委員の方から立証をお願いいたします。

17番委員：17番が5条の2番を立証します。この案件は、昨年度隣り合わせた2筆分の5条申請が出たんですが、今回出したこの土地だけ農振地域として取り残されたままになってたんです。そういうことで、同時に5条申請が成り立たなかったということで、まず、取り残された農振除外申請を行ってもらって、それが認められて、そういったことを踏まえて今回再度2枚のうち1枚だけ5条申請で、皆さんに審議をしていただくというふうな経緯のある土地でございます。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人等については議案書に書かれたとおりです。調査は1月25日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。地目は田ですが現況は畑となっております。転用の目的は、譲受人が自分の会社、〇〇〇さんなんですけども、すぐ隣にあるんですが、この土地の。自分の会社の従業員の駐車場或いは鉄鋼関係ですので、大型のトラック等が入り出します。その鉄鋼製品の積載時の待機用駐車場として利用するということです。被害防除については、申請農地は、北側は畑です。南側と東側は譲受人の工場敷地となっております。西側は譲受人の駐車場用地を挟んで道路です。この譲受人の駐車場というのは、先程申しました前回5条申請して駐車場として承認された土地です。隣地との境界にはコンクリートブロックを設置するということですので、土砂が流出する恐れはありません。また、隣にある農地は申請農地よりも高い所にあるために、雨水等がこちらの方から畑の方へ流れ込むという恐れもございません。そういったことで、被害等については特に予想されません。また、水利権もありません。ということで、転用許可基準に適合するものと判断され

ますが、皆様の御審議方をよろしく申し上げます。

議 長：5条の2番につきまして17番の矢野輝人委員の方から立証が終わりました。それではここで本件についての質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、ここで採決をいたしたいと思います。本件について賛成をされる委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続きまして5条の3番について15番の松下芳久委員の方から立証をお願いいたします。

15番委員：15番が5条の3番を立証いたします。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は1月25日に行いました。地図を参照ください。登記地目は畑、現況も畑です。申請地の位置は、市道鶴谷中芳島線にあるドコモショップ佐伯長島店前の交差点を東に80m行き、左折し55m行った所に位置しています。転用の目的は議案書に記載のため省略します。なお、使用貸人と使用借人は親子です。借人は貸人の長女にあたります。工事計画は、許可後平成29年3月25日に着工し、7月10日完工の予定で、配置図、平面図等から総合的に判断すると、申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。用排水については、公共下水道に接続します。被害防除については、北側は貸人の自宅、東側、西側は貸人の畑、南側は市道です。隣接地との境界線については、L型擁壁工事を施しますので土砂等の流出は何ら予想されません。また、建築する建物は平屋ですので、日照等の支障はないと思います。水利権はありません。図面を見てもらったら、ちょうど上の方が北側になりまして、貸人の自宅になります。ちょうど赤線でかこつる東側と西側は貸人の畑です。手前は市道があるんですけどもちょっと写真には写ってませんが、そういう位置関係になります。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：農地法5条の3番について15番の松下委員の方からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで採決をいたしたいと思います。本件について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続きまして農地法5条の4番につきまして18番の田嶋委員の方から立証をお願いいたします。

18番委員：18番が5条の4番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は1月26日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は荒地です。転用の目的は、譲受人は宗教法人〇〇〇の住職です。寺はお盆や法事、お参りの際に檀家が集まりますが、決まった参道や大勢が集える庭がないため苦慮していました。申請地は道路を挟んで寺の境内地と墓地に隣接しており、譲受後は参道及び庭として利用する計画です。工事計画は、そのまま使用するのでありません。申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。被害防除については、北側は水路と道路を挟んで譲受人所有の寺敷地及び山林、東側は道路を挟んで宅地と畑、南側は畑、西側は畑と寺敷地がありますが、何ら被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いします。

議 長：5条の4番について立証が終わりました。本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、本件について採決をいたしたいと思います。本件について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて5条の5番について立証をお願いしたいと思いますけれども、立証者が申請者のために、代わりまして委員会規則の10条により議事参与の制限がございますので、隣接の五十川委員の方から立証をお願いしたいと思います。

36番委員：36番が5条の5番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は29年1月28日に行いました。申請農地の位置は、地図をご覧ください。申請地は、10号線番匠橋交差点を宮崎方面に渡り、JA配送センターの南に位置し、〇〇〇〇〇〇〇の敷地に続く農地で、これは当初佐伯市が合併前に弥生町が、今〇〇〇〇〇〇が使用しておりますが、それから合併後は佐伯市の農林公社が購入しまして、その一帯が全て2haありますが、ここは農林公社と〇〇〇〇〇〇が話し合いをやりまして、これを〇〇〇〇〇〇が全て購入するということになりまして、そこに〇〇〇〇〇〇が第3工場を建てる予定になっておりまして、今、もう随分と埋土を毎日持ってきておりますし、工事は許可あり次第行うということに書いておりますけれども、既に整地が整いつつあります。もう6割方埋まっておりますので、この件につきましては、申請目的の実現性は、調査内容から確実と思われまます。被害防除については、申請地の北から東側は〇〇〇〇〇〇〇〇の借地、残った周囲は不耕作地で現在埋め立てを続行しております。水利権やその他の利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われまます。皆様方の御審議をよろしく願います。

議 長：5条の5番について36番の五十川委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。ありませんか。ないようにございますので採決をいたしたいと思います。農地法第5条の5番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。藤原委員の方に入ってください。続いて5条の6番について4番の高野公博委員の方から立証をお願いいたします。

4番委員：4番が5条の6番を立証いたします。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は1月24日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。工事計画は、許可あり次第着工する予定です。現況は荒地となっております。申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。雨水につきましては自然流下いたします。被害防除については、北側は宅地、東側は譲受人所有の雑種地、申請地と一体化して駐車場用地として利用する計画の土地です。南側と西側は河川です。隣地とは擁壁、ブロック塀等も既にあり周辺への被害はないと思います。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われまますので、皆様の御審議をお願いいたします。なお、譲受人は〇〇〇〇〇〇で従業員の現在駐車場が少なく足りないということで、今回この土地を購入して隣接の自所有地と一体化した中で駐車場を建設するものでございます。よろしく願います。

議 長：5条6番につきまして4番の高野委員の方からの立証が終わりました。それではここで本件に

ついて質疑、意見がございましたら出してください。(異議なし、の声あり) 異議なしとの発言がございました。それではここで採決をいたしたいと思います。本件について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手全員) 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは、続きまして5条の7番について37番の大川松壽委員の方から立証をお願いいたします。

37番委員：37番が5条の7番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は1月30日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は荒地です。転用の目的は、譲受人が建売住宅4棟を建築する計画です。工事計画は、平成29年3月10日着工し、平成30年7月31日完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。用排水については、集水枡を設置して横断暗渠を入れ、道路側溝に放流します。被害防除については、申請地の北側は道路及び荒地、東側は畑と市道を挟んで宅地、南側は畑と道路、西側は山林ですが、何ら被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いします。

議長：5条の7番について37番の大川委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。(異議なし、の声あり) 異議なしの発言がございました。それではここで採決をいたしたいと思います。本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手全員) 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。以上で農地法第5条の規定による許可申請書につきましてはすべて議了いたしました。それでは議案第6号農地転用許可に係る事業計画の変更承認について24番の山口勝廣委員の方からお願いいたします。

24番委員：24番が変更後の転用計画、転用の目的、一般用住宅地を立証します。申請の目的、土地の表示、申請者は議案書のとおり。調査は1月23日に行いました。本件は平成24年に建売住宅として当初の計画では12棟を建築する予定で許可を受けましたが、15棟の建売住宅を作ってしまった。農地転用事業計画変更申請を先に提出し、12棟から15棟の建売住宅に受けないまま完了してしまいました。深く反省をしています。今後このような不始末を二度と起こさないようにします。始末書を添付してあります。以上、許可基準に照合した結果、許可相当と思いますのでよろしく御審議をお願いいたします。

議長：変更の説明が終わりました。それではここで説明に対して質疑、意見がございましたら出してください。それではここで変更に対する承認について採決をいたしたいと思います。本件について承認をされる委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって本変更案については承認をすることに決定をいたします。ここで一旦休憩をいたしたいと思います。3時30分まで休憩をいたしたいと思います。

(10分休憩)

議長：それではその他について審議をいたしたいと思います。農林課の方から毎回同じように議案について説明をしていただきます。農用地利用集積計画(案)、利用権設定について農林課の方

からの説明をお願いいたします。

農林課：皆さんこんにちは。農林課児玉です。よろしくお願ひいたします。前回の定例会でお願ひしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について、とりまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成いたしましたので審議をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は20件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）の表紙をめくっていただきまして一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。今月は、契約期間10年が20筆で22,642㎡となっています。なお、各契約の詳細につきましては、次ページ以降に掲載していますのでご確認をお願いいたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われるので、御審議の程よろしくお願ひいたします。

議長：説明が終わりました。ここで質疑、意見がございましたら出してください。はい、質疑、意見がないようにありますので、ここで採決をいたしたいと思ひます。ただいま説明のありました案件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続きまして利用権設定の推進についてということで、提案をお願いいたします。

農林課：次に利用権設定の推進についてです。満期が到来する利用権の再設定の推進と新規掘り起こしをお願ひしているところですが、満期到来者分については該当する委員の方にリストを添付しておりますので、再設定の際に相談等受けた場合はご協力の程よろしくお願ひいたします。なお、利用権設定用紙が必要な場合は、ご連絡いただければお届けいたします。今回の書類の締め切りは2月20日としています。農林課又は各振興局までご提出をお願ひします。以上よろしくお願ひいたします。

議長：以上手続きについてよろしくお願ひしたいと思ひます。引き続き農用地利用配分計画（案）について説明をお願いいたします。

農林課：皆さんこんにちは。佐伯市農林課水田畜産係の下川です。よろしくお願ひします。それでは皆様のお手元に配布をしております資料、農用地利用配分計画（案）に添って説明をさせていただきます。資料表紙の裏側は集計表になっております。今月の案件につきましては、平成29年4月1日開始分です。契約期間8年7ヶ月の田、1筆、面積3,075㎡、契約期間8年8ヶ月の田、1筆、面積2,163㎡、契約期間10年の田、17筆、面積14,151㎡、畑、1筆、面積6,258㎡、合計20筆、面積25,647㎡となっております。なお、8年数か月の2筆につきましては、10年契約で別の借り手と契約を結んでおりましたが、家族の健康状態が悪くなったことや水路の問題等によりまして、合意解約をしております。再度マッチングをした結果、今回の借り手の方との契約に至りましたので、契約期間が前に借りていた方の残任期間ということになっておりますので中途半端な数字となっております。それから、貸し手と農地中間管理機構の契約はそのままですので、集積計画については変更はありません。詳細につきましては2ページ目から農用地貸付調書を添付しておりますのでご覧いただきたいと思ひます。簡単ですが以上で説明を終わりますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長：説明が終わりました。何か質疑、意見がございましたら出してください。（ありません、の声あり）よろしいですか。それではただいま説明がありました農用地利用配分計画（案）について承認をされる委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。以上で農林課の方からの提案を終わります。それでは、4番の非農地証明願について説明をお願いいたします。

事務局：非農地証明願の1番を説明します。現地調査は25番の藤原安政委員と事務局職員2名で、1月26日に行いました。土地の表示、耕作放棄された年月日、申請人等は議案書のとおりです。また、申請地の位置は地図を参照ください。耕作放棄された理由は平成15年に道路用地に農地の一部を提供し、残地での耕作効率が低下したため農地での利用を行わなかったことによります。申請地は13年以上不耕作となっています。申請地の周囲は獣害もあり、管理していないため雑木や竹が生い茂り原野化、今は耕作できない状況です。非農地証明書発行基準要領の第2の4原野の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するため非農地と思われまますので皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：担当地区委員の方から補足説明がございましたら。

25番委員：特にございません。こっちからコメントすることはありません。

議 長：以上で説明が終わりました。それでは本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、ありません、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより採決をいたしたいと思えます。本件について承認をされる委員の挙手をお願いします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。以上で非農地証明は終わります。それではその他の5番について佐伯市農地利用最適化推進委員募集要項（案）について説明をお願いいたします。

事務局：それでは農地利用最適化推進委員の募集要項の案について御説明させていただきます。座って説明いたします。まず初めに会長の方からも報告というお話がありましたが、農業委員の募集要項等については報告事項に挙げておりますが、この意味は農業委員の募集、任命は市長部局の事務でございます。農業委員会に職務命令で農業委員会がしなさいよということになっておりますが、ということから農業委員の募集要項については既に市長決裁まで終わっておりますので、この分については審議いただくということではなく御報告ということでございます。ですから今から説明いたします推進委員については農業委員会が募集し選考して農業委員会が決定するというのでございますので御審議いただくということでございます。それではお手元に差し上げております、募集要項の案ということで、あんまり詳しく説明しませんが、簡単に順を追って説明いたします。まず1番の募集人数及び区域でございますが、募集人数につきましては、昨年の9月の総会で御審議いただき、27人とするというので市議会の12月議会にも27人で議案に挙げまして、議決をいただいているところでございます。また、27区域にするということも農業委員会の総会でお示ししておりますが、（1）に別表農地利用最適化推進委員担当区域一覧表ということで12月にお示ししたものを4ページと5ページの要項の中で載せさせていただいておりますので後程御確認をいただきたいと思えます。ですから1区域につき1人の農地利用最適化推進委員を公募するというのでございます。（2）といたし

まして推進委員につきましては、複数の区域へ申し込むことは可能ではございますが、仮に選任されれば就任は1区域のみということになります。また(3)といたしまして、推進委員と農業委員の両方に推薦、又は応募することができますが、他の農業委員会の農業委員、推進委員も含めて両委員を兼ねることはできません。どちらか一方しかできませんということでございます。続きまして、任期でございますが、任期は農業委員会が委嘱した日、要するに今回は7月20日に第1回の新しい農業委員会の総会を開く予定でございますので、農業委員と同じ任期の平成29年7月20日から32年の7月19日までの3年間、農業委員と同じ任期になる予定でございます。次に3の身分及び報酬の額でございますけれども、身分は佐伯市の特別職の非常勤職員、現在の農業委員と同じ身分でございます。報酬につきましては、月額2万8千円。これは定額でございます。これとは別に年度末に国から交付金が下りるということになっておりますが、その分が、その額に応じて年度末に加算するという予定でございます。される場合がありますと書いてますが、おそらくされると思います。といいますのが、農地の集積、また遊休農地の解消率によって、ごく簡単にいいますと前年度と比較していくら伸びたかとその率等によって交付金の額が決定されますので、極端な言い方をすれば0円という可能性も無きにしもあらずです。ただ、活動に応じた交付金がございますので、遊休農地の調査、農地パトロールですね、あれを行えばひと月に6千円は必ず付くだろうという予測はしているところでございます。ただこの交付金につきましても、それぞれの農業委員さん、推進委員さんの一年の活動日数等に基づいて、国の方は支給しなさいよということでございますので、皆さんの中で活動の実績に応じて多い少ないがあるようにしなさいということです。これについては規則等で今後定めていく予定にしております。続きまして4番の職務内容ですけれども推進委員の名前のおり内容については担当する区域で、その区域の農業委員とも連携しながら農地等の利用の最適化の推進に向けて活動していただくということで、農地利用の最適化の推進というのも去年から何回も言っていますけれども(1)として担い手の農地利用の集積、集約化、(2)として遊休農地の発生防止、解消に向けた活動、(3)として新規参入の促進のための活動、またその他農業者から相談等がございましたら対応していただいで助言、指導などもしていただくように考えております。(1)から(3)につきましては、あたらしい農業委員会が今後策定する予定でございます農地利用最適化推進に関する指針に基づき具体的なことは定めていくと、定めなければならないというふうに指導されております。続きまして、申し込みができる方といたしまして、誰でもいいということではなく、2行目から書いておりますが、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有するとともに、地域農業に精通し、農地利用最適化推進委員の業務を適切に行うことができる方ということが資格になっております。この分については応募用紙、推薦用紙になるべくわかるような形で書いていただきたいというふうに思っております。続きまして2ページ目でございます。6の推薦及び応募に係る手続き等ということでございますが、公募に対応するのが推薦と応募、応募というのは個人、私になりたいという1人で応募する場合です。それとは別に推薦というパターンもあります。推薦の中にも農業者等の個人が3人以上で1人の人が代表者になりまして、この人を推薦するというパターンと法人や団体、ニラ部会の会長誰だれさんがこの人を推薦するというパターンと推薦には2通りあります。推薦の個人が3名以上が推薦する場合の様式第1号だけ簡単に御説明いたしますと、5ページの次のところに左上の方に様式第1号とあります。農地利用最適化推進委員推薦申込書(個人用)、個人が推薦するというパターンですね、この一番目に被推薦者、推薦を受ける者。最適化推進委員になってもらいたい人の氏名や住所、経歴等を書いていただくとともに、農業経営の状況も営農類型等、作付面積等を記載していただくと、また先程言いましたようにどこ

の区域に推薦するかということですね、佐伯1区から蒲江3区までございますけど、これにつきましては先程言いました4ページ、5ページに載っております担当区域の一覧表の区域名と一致するということですので、ここに丸なりチェックをしていただくということでございます。次に裏面に推薦する者の状況を書く欄がありますが、まず推薦する3名以上の方の内から1人代表者の方の氏名、住所、生年月日、電話番号等を書いていただいて、推薦する理由も書いていただくということでございます。また、推薦者が農業委員にも推薦しているか推薦していないかということも区別もしていただくと。あと、最後に3人以上の方ですけど、ここは3名だけですけども、以上になれば別紙がありますけども、私たちは前記1、前ページの表面の人を推進委員として推薦しますということで、署名と捺印をしていただくと。また、推薦を受ける者、実際に推進委員になっていただきたい方につきましても推進委員の推薦をうけるということと同様という署名、捺印もいただく様式になっております。あと、次のページの様式2が団体からの推薦の用紙でございます。一番最後が個人が私が推進委員になると、推薦とかなくて応募する場合の申込用紙となっております。続きまして2ページ目にお戻りいただいて、6の様式等は先程説明いたしましたとおりで、農業委員会や各振興局にも常備しております。また、ホームページからも取れるよう今準備中でございますので、ホームページをご覧くださいでも同じように様式がとれるということでございます。続きまして7番の推薦、募集の期間につきましては、推進委員は4月の中旬から5月の中旬を現在予定しております。先程会長がいさつの中で言われてました2月15日からというのは農業委員の方でございますので、またそれは報告の中で説明をいたしたいと思っております。続きまして3ページの8の情報の公表ということで、法律で推薦や応募があった方の情報を必ず受付期間中の中間と終了後に公表しなさいということになっておりますので、公表する内容は、推薦した者と推薦された者の氏名、年齢とか、推薦した理由、応募の理由などをほぼ様式のとおりの内容をインターネットで佐伯市のホームページで公表するようになります。9番の選考方法でございますけど、佐伯市農地利用最適化推進委員選考委員会を開催して書類により選考していきます。必要に応じて面接を行うことがありますということでございます。選考の結果については推薦した者、推薦された者、応募者全員に対して7月上旬ぐらいに書面で通知していく予定でございます。選考委員会の分につきましては次の項目⑥の方で説明したいというふうに思っております。募集要項については会長以上のとおりです。

27番委員：異議あり。これは案ですからするんかせんのか変更はできると思いますが、日本にも廃藩置県の時に歴史があります。廃藩置県に反対した宮城県あたりは県庁所在地が宮城県でなくて仙台とか。埼玉あたりも反対して埼玉県という県庁所在地はありません。さいたま市でも漢字は使えません。それから滋賀については大津、廃藩置県に反対した愛媛も松山というふうになっております。この表の4ページで変えられるものなら、佐伯市は私が昭和30年の3月に高等学校卒業したんですが、その時に下堅田、青山、木立が山村合併、弥生の方も切畑、上野、明治が合併して昭和町ができたような歴史があります。それで私が言いたいのはこの区域名の佐伯2区、3区、4区をずっと後ろに下げて、昭和16年に大入島、八幡、上堅田等と一緒に佐伯市になっております。それで、この3、4を8区の後ろに持って行って、7、8をずっと前に上げて、長谷と池田分を3、4に変更すべきだと思います。佐伯にも選挙の関係でもなんでもそういう歴史があるので、町村合併によってできたあれであるので、これが案なら変更すべきだと思います。

議 長：事務局いいですか、わかりますか。

事務局：ちょっとまた後で。この区域の順番を変えることは何ら問題ないと思います。逆に私の知識不足で、そういった歴史的なあれがあったのがわからなかったのが大変悪かったなあと思います。この区域の詳細が変わると、ちょっと時間を相当いただいて審議せんとなかなか無理なんですけど、この順番を変えるのは可能だろうというふうに思っております。岩崎委員ちょっとこの場で皆さんがおる場でちょっと確認したいんですけど、佐伯1区の次にどれを持ってくればいいんですか。佐伯2区でいいんですか、この表でいうと。

27番委員：下堅田の3、4は昭和30年の3月31日に町村合併があって、4月に選挙があって出納菊次郎さんが立候補して当選して3期12年務めて、その後池田市長が。

事務局：岩崎委員すいません。そこらの経緯はちょっと。この3区、4区を8区と9区の間に持つていくということによろしいですか。

27番委員：3、4は30年に佐伯市に吸収合併。先々農業委員会の構成で残るから。

事務局長：順番を変えるのは問題はないです。

27番委員：これは、大間違えじゃわい。もうちょっと詳しく調べてみい、佐伯市の合併の流れを。そげえせなあ、下堅田をなんでここに持ってきたんか。これはおかしい。3、4がここに来るのは私は納得いきません。

3番委員：合併順が関係あるんですか。地域別に分けたんじゃないんですか。

27番委員：上堅田校区を飛ばしてよそにいったる。

事務局：岩崎委員、私の方も今最初に歴史的なあれがなくて申し訳ないと言いましたけど、どうなんですかねえ、大字の区域ごとに図面でいくと。

27番委員：鶴岡と一緒に合併した。

3番委員：合併順は関係ないんじゃないんですか。

事務局：うちの方は合併とか関係なく割りたいということで。

27番委員：じゃあなんで佐伯1区の旧市内を持ってきた。一番後でもいい。

事務局：そういった他意はぜんぜんないんですけど。

事務局長：内部で協議します。

事務局：内部で協議して、どうでしょうか、3月か4月に。会長と事務局で話して決定してよろしければ。

27番委員：この件は、どうしても動かされんというんならしょうがねえけど、これは歴史から見ても不自然だし、おかしいわ。

事務局：岩崎委員たぶん歴史的なもんをして表示するパターンもあると思いますし、行政上どうなんかというの、ちょっと調べさせていただいて変わらん可能性も含めて、会長と決定させていただければと。

27番委員：地域を変えれといいよるんじゃねえぞ。

事務局：わかります。

議長：区の順番があって入れ替えてくれということなんで、皆さん一応事務局の方にお任せいただいて決定して報告ということでもいいでしょ。

27番委員：報告せんでもいいわ、変われば。

議長：報告はなくてもいいと思うけど、皆に変わったことは言うとかんと。

27番委員：変わらんかったら報告してくれなあけんわな。町村合併というのは重みがあるよ。

議長：他に何か意見ありますか。

26番委員：すいません。26番矢野です。再度お聞きしますけども、宇目の場合なんですけども、地域の割り振りについては決定ということで変更はできないということですね。

事務局長：前に了解を貰ってます。この表を出して、区域割りについてはですよ。

26番委員：これで決定ということじゃな。了解です。

事務局長：今回の改正で、一応区域割りしておりますが、この区域割りで1期いって、もし不都合、問題があるということになれば、次期の改選の時に考えるということでもよろしいですか。今回はこの区域割りでいかしていただきたいと思います。矢野委員があったんでその答えです。岩崎委員のことに対しては、ちょっと考えさせてください。

議長：そしたら岩崎さんこちらで検討させてもらって。よろしいですか。他はございませんか。いいですかね。それでは、一応そういうことで、今1つはまたちょっと検討させていただいて、このままでいくかですね。次回までに。

事務局：総務課の法制とも話をして、どれがベストかというのも含めて。

議 長：はい、わかりました。それでは次の議題にいきたいと思います。選考委員会にいきますか。

事 務 局：⑥の農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱（案）につきましてでございますが、1枚なりの両面で1ペーパーをお手元にお配りしておりますが、最終決定は新しい7月20日に構成されます農業委員会でございますが、その農業委員会の場に選考の順番と申しますか、それを選考するための委員会の設置要綱でございます。設置することを謳ってるだけで、この場で御審議いただくのは第3条の選考委員を誰にするかというところが一番協議すべきことだと思います。ここに書かれておりますように、推進委員は農業委員会が選任、委嘱するということでございますので、選考委員5人のうちの1人目は農業委員会の会長、2番目が農業委員会の副会長、3番目が運営委員会の人数が10人居られますけど、その中から会長が指名していただいて、2名を出していただいて4名、最後に農業委員会の事務局長が入りまして、この5名の中で選考していただくという要綱でございます。あとは特に会議の半数以上出席しなければ開くことができないと、通常のことを書いているだけでございますので、説明はこれで終わりたいと思います。

議 長：はい、最適化推進委員の選考委員会の設置、審査委員会ということで、今説明がありましたが、一応こういう案でいきたいということですがどうですか。よろしいでしょうか。特に意見がなければ、これでいきたいというふうに思います。次は、報告及び連絡事項ということで。

事 務 局：報告ということになります。スケジュールの案を一番頭に先月も皆さんにお示ししましたけど、今月の15日から来月の3月15日まで農業委員の公募を行います。市報及びホームページでの応募の開始が、市報が2月15日号でホームページの掲載も2月15日からになります。先程御説明いたしました推進委員は4月中旬から5月中旬を現在予定しております。スケジュールは以上のとおりでございます。続きまして、農業委員会の委員、農業委員の募集要項について、これは先程言いましたように市長決裁もおりておりまして、市長部局の決定が済んでおる内容でございますので報告になりますけど、ごく簡単に説明をしていきたいと思います。まず1ページ目の1の募集人員につきましては、去年皆さんにもお諮りいたしまして12月議会で議決をいただいておりますが、17人ということで、推進委員と一緒に兼ねることはできないということでございます。続きまして任期は29年7月20日から32年7月19日の3年間。身分及び報酬の額は推進委員と佐伯市と一緒にしております。月額2万8千円で、国からの交付金に応じて年度末に能率給が加算される場合があると、おそらく加算されると思います。先程の説明と同じでございます。職務内容につきましては(1)といたしまして、農業委員会の会議に出席し、農地転用等の農地法の法令に基づく農地の権利に係る許可等に関して審議を行います。また、審議に関連する現地調査等も行っていただくというふうになります。あと農地利用最適化推進委員と連携して先程から言っております農地の集積、遊休農地の発生防止、農業への新規参入への促進に関する業務も行うこととなります。また、農業者からの相談や相談に対して対応していただいたり、助言や指導も行っていただくと。主なものを列記しております。これ以外にも若干出てくる可能性もあろうかと思っております。申し込みできる方の資格につきましては、法にあるんですけど、ここの1ページの下から2行目にありますが、農業委員につきましても農業に関する識見を有して農地等の利用の最適化に関する事項、またその他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行える方が応募できるということでござい

ます。続きまして2ページ目の6番ですけど推薦及び応募に係る手続きにつきましては、推進委員と同じく推薦につきましては、農業者等の個人3名以上が推薦する場合と法人や団体が推薦する場合の推薦は2通りございます。様式1と2です。また、個人が、私になると、推薦とかなくても結構ですけど、個人が応募するというように設けるようになっております。最後の3ページに応募の様式が載っておりますので、推進委員とあんまり変わりませのであとご覧いただければと思います。これについても佐伯市のホームページからもダウンロードできますので、2月15日になりましたら見ていただきたいと思います。続きまして7番の推薦及び募集の期間につきましては、本年2月15日から3月15日までの1月間と。持参又は郵送、メールとかFAXは不可でございます。応募用紙を郵送するか、農業委員会に持参していただくということになっております。情報の公表につきましては、先程の推進委員と同じように推薦した者や推薦された者、または応募した者の氏名、職業や応募の理由等がホームページ上ですべて公表されるということでございます。9の選考方法といたしましては、佐伯市農業委員会委員選考委員会、あとでまた報告いたしますけど、開催して書類の選考を行い、市長にさっき言いましたように順番づけをして、最終決定は市長ですから、この選考委員会が決定ということではございません。選考委員会がこの人がいいだろうということで、順番づけを行うような形になるかと思っております。農業委員については議会の同意が必要でございますので6月議会にかけなければなりません。6月議会の同意を得て7月20日に市長が農業委員として任命するということでございますので農業委員の方は早めに動かないと間に合わないということでございます。選考結果の通知につきましては、推薦者、推薦された者、応募者の方々に7月上旬ぐらいまでに通知を差し上げるということでございます。以上でございます。

議 長：今農業委員の方の選考方法が説明がありましたけども何か質問がありますか。

事務局：会長すいません。ちょっと補足説明で、2月15日から市報、ホームページでこの内容は公表しますので、今日皆さんにお配りしましたが、部外秘ということでお願いいたします。

議 長：何かありませんか。

5番委員：農業委員は認定農業者でなければいけないんですか。

議 長：半数以上は認定農業者じゃないといけんと条件がありますので。これは、広報については市報に載せるだけですね。

事務局：市報とホームページで。また、局長と区長会とか農協とか関連のありそうな所には説明に行っているような状況でございます。

議 長：女性委員はできるだけ入っていただくようにということで。

事務局：女性についても必ずということでも努力義務は法律がありますが、県からは2名以上、最低でも2名以上ということで、なるべく多くの女性の委員の方になっていただきたいと事務局の方も思っております。また後で、経営士会の岡田会長の方には、また日を改めてお願いに行こうかと思っております。

議 長：何か質問ございませんか。よろしいですか。また、わからん時には、資料を見ていただきたい
と思います。それではあと。

事 務 局：続きまして会長いきましようか。報告です。

議 長：お願いします。

事 務 局：報告(2)の農業委員会委員、農業委員の選考委員会の設置要綱についてということで、1枚な
りの両面のペーパーをお渡ししておりますが、これも推進委員と同じく一番気になるのが選考
委員は誰になるのだろうかということで、第3条にあります農業委員会を担当する副市長、
今で言えば白川副市長です。1人目が。それと、農林水産部長、農林課長、農業委員会の事務
局長、それと南部振興局長の指名する者、南部振興局の職員ということでございます。あとは、
会議の設置要綱ですので説明は省かせていただきます。

議 長：以上で農業委員の選考委員会の設置要綱ということで。

27番委員：公民権を停止されとる氏は立候補できんのやの。

事 務 局：できません。それは法でできませんので。

27番委員：今度のは公職選挙法に基づかせんけど。

事 務 局：公職選挙法には基づきませんけど農業委員会に関する法律の中でしゃんとそこは謳われてるの
で、その項目が謳われてるということです。次に(3)の最適化推進委員に関するパンフレッ
ト等についてということで、4部お手元にお配りしておりますが、地域の人と農地の問題を解
決しませんかという冊子が1部、次に全国農地ナビということでカラー刷りの両面が1枚、次
に推進委員の皆様へということで農地利用最適化推進委員の皆様をお願いしたいこととい
うことで1部、最後にみなさんのふるさとを守りましようということでカラー刷りのチラシ1部
をお手元に差し上げております。県の方から現農業委員さんにも必ず配るようということで
今日配らせていただきました。説明はいたしませんのでお時間のある時に皆さんお読みになっ
ていただきたいと思います。続きまして、報告の(4)でございますが、一番最後に平成29年
度の農業委員会の開催予定日ということで皆さんにお配りしておりますので、特にこれ13回
分が入っております。13回目はいつかという※印のある7月20日です。新しい農業委員さ
んが市長から任命される日でございます。この日に任命後すぐ総会を開いて推進委員の委嘱を
行うということでございます。それと、8月と9月と10月につきましては大会議室というこ
とで、推進委員の方も含めて、農業委員と推進委員含めてこの3か月間は総会を開きたいとい
うことでございますので大会議室にしております。あとは通常どおり第2委員会室で17名の農
業委員さん、推進委員さんも必要に応じて必要があれば出席はさせていただきますが、そうい
うことでございます。会長、その他ありません。

議 長：ないですね。以上ですか。全体を通じて何か質問がありますか。

14 番委員：年齢制限はあるのかな。

事務局：年齢制限はありません。

議長：他になければよろしいですか。本日の会議は以上で終わります。

事務局長：それでは、次回の開催日は3月3日金曜日午後2時から市役所6階第2委員会室で開催いたします。それでは、閉会の挨拶を副会長お願いします。

37 番委員：それではこれで第2回佐伯市農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(16時22分閉会)